

駿河台大学司書資格取得に関する規程

平成 7年 4月 1日制定
令和 3年 2月 4日最近改正

(目的)

第1条 この規程は、駿河台大学学則第39条第5項に基づき、司書資格を取得するために必要な事項を定める。

(基礎資格・修得すべき授業科目と単位)

第2条 司書資格を取得しようとする者は、学士の学位を有し、次の表に定める授業科目の単位を修得しなければならない。ただし、選択科目の必要単位数については、図書館法施行規則に定める科目として、「図書館基礎特論」、「図書館サービステ論」、「図書館情報資源特論」及び「図書館総合演習」の4科目のうち2科目以上にわたるように、本学における科目を2科目4単位以上修得しなければならない。

区分	図書館法施行規則に定める科目	本学における科目				
		科目名	単位数	学年	必要単位数	
必修科目	甲群	生涯学習概論	生涯学習論	2	2	11科目 22単位 必修
		図書館概論	図書館情報学	2	1	
		図書館制度・経営論	図書館制度・経営論	2	3・4	
		図書館情報技術論	図書館情報技術論	2	2	
		図書館サービス概論	図書館サービス概論	2	1	
		情報サービス論	情報サービス論	2	2	
		児童サービス論	児童サービス論	2	2	
		情報サービス演習	情報サービス基礎演習	2	3・4	
		図書館情報資源概論	図書館情報資源概論	2	1	
		情報資源組織論	情報資源組織論	2	2	
		情報資源組織演習	情報資源組織基礎演習	2	3・4	
選択科目	乙群	図書館基礎特論	情報処理概論	2	1	2科目 4単位 以上
		図書館サービステ論	コミュニケーション論	2	2・3	
			情報サービス発展演習	2	3・4	
		図書館情報資源特論	情報資源組織発展演習	2	3・4	
			デジタル・アーカイブズ論	2	3・4	
			歴史資料論	2	3・4	
		図書館総合演習	図書館総合演習	2	3・4	

(司書課程履修費)

第3条 司書課程を履修するものは、司書課程履修費を予め納付しなければならない。

2 前項の司書課程履修費の納付は、別に定める。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

平成9年4月1日一部改正。

平成10年4月1日一部改正。

平成13年4月1日一部改正。

平成18年4月1日一部改正。

平成21年4月1日一部改正。

平成23年4月1日一部改正。

平成24年4月1日一部改正。ただし、平成24年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

平成25年4月1日一部改正。ただし、平成25年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

平成29年4月1日一部改正。ただし、平成29年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

令和3年4月1日一部改正。ただし、令和3年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。